

柏原市内同行援護事業所 管理者 様

柏原市健康福祉部福祉指導監査課

同行援護従業者要件等の経過措置の延長について（通知）

平素は、本市障害福祉行政にご協力賜わり、厚くお礼申しあげます。

さて、同行援護従業者要件等の経過措置について、視覚障害者等に対して十分な提供が出来なくなってしまうこと等の理由により、「厚生労働大臣が定める者」（平成 18 年厚生労働省告示第 548 号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号）の一部が改正され、下記のとおり経過措置が延長されましたので通知します。

記

1 経過措置の内容

(1) サービス提供責任者

- ①介護福祉士、実務者研修、介護職員基礎研修、居宅介護従業者養成研修 1 級課程、居宅介護職員初任者研修修了者等で 3 年以上介護等の業務に従事した者（以下「介護福祉士等」という。）であって、同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）を修了した者

【経過措置】

介護福祉士等であれば、同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）修了を要しない

- ②平成 23 年 9 月 30 日において、移動支援事業に 3 年以上従事している者

【経過措置】経過措置期間の延長

(2) 従業者

- ①同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了した者

【経過措置】

居宅介護の従業者要件を満たす者（障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者を除く）であれば、同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了した者とみなす

（本来必要となる視覚障害者等に対する直接処遇に係る 1 年以上の実務経験を要しない）

- ②障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者であって、視覚障害者等に対する直接処遇に係る 1 年以上の実務経験を有する者

【経過措置】

障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者であれば、視覚障害者等に対する直接処遇に係る 1 年以上の実務経験を要しない

※同行援護の従業者等の各要件については、別紙「同行援護の従業者の資格要件」をご参照ください。

## 2 経過措置期間

平成30年3月31日まで

## 3 留意点

- ①上記の経過措置の延長については今回限りであり、再延長は行わないこととされています。
- ②視覚障害者等に対して適切な同行援護を提供するため、同行援護従業者養成研修を積極的に受講していただきますようお願いいたします。
- ③経過措置の延長に係る詳細な内容については、福祉指導監査課ホームページをご参照ください。

<http://www.city.kashiwara.osaka.jp/docs/2014100200022/>

〒582-8555 大阪府柏原市安堂町 1-55

柏原市 健康福祉部 福祉指導監査課

TEL 072-971-5202 (直通) FAX 072-971-1801